

事業実施・助成ガイドライン 細則9「外部調査にかかる措置」

(調査の主旨)

- 第1条 終了した事業について、支援実施契約書の目的を達成するため、事業実施・助成ガイドラインに従った支出がなされ、収支関連の提出書類が同ガイドラインに従って作成されていることについて外部調査を受けることと定める。
- 2 外部調査は、実施団体と利害関係のない、監査法人もしくは公認会計士(以下「公認会計士等」)によって行われなければならない。

(公認会計士等の選任)

- 第2条 外部調査にあたり、実施団体は公認会計士等を選び、調査契約を結ぶものとする。

(公認会計士等との契約)

- 第3条 実施団体と公認会計士等とは、調査に関する業務契約を締結する。
- 2 前項の業務契約では、公認会計士等が調査として合意された手続を行う旨を明確にしなければならない。
- 3 前項で行う合意された手続には、要領4「合意された手続の実施内容」に記載されている手続のすべての項目を必ず含めなければならない。
- 4 調査に関する業務契約には、実施団体に加え JPF も当該業務の結果を利用することができる旨を記載しなければならない。
- 5 実施団体が複数の公認会計士等と調査に関する業務契約を締結する場合、当該実施団体は契約の対象となる事業に関するすべての収入および支出が調査の対象となるよう必要な調整を行わなければならない。

(調査結果の報告)

- 第4条 公認会計士等は、合意された手続の実施結果の報告書を作成し、実施団体に提出しなければならない。
- 2 合意された手続の実施結果の報告書のその他の記載については、別途定める書式(2-4. 終了報告)の「合意された手続実施結果報告書ひな型」を参考に作成するものとする。
- 3 合意された手続の実施結果の報告書の内容について、合意された手続に基づいた調査が実施されていないと JPF 事務局が判断した場合は、実施団体に対して改善を求めることができる。また、場合によっては、公認会計士等の変更を求めることができる。

(調査結果への対応)

- 第5条 実施団体は、合意された手続の実施結果の報告書にて指摘事項が明記されている場合、収支報告書等の修正の可否を検討し、その検討結果を JPF 事務局に報告しなければならない。
- 2 合意された手続の実施結果の報告書に以下の事実が認められる場合、指摘事項が明記されているものとみなす。

- ① 「一致している」ことを確かめる手続について、一致していなかった旨の手続結果が明記されている
- ② 計算や集計等について誤りがあった旨の手続結果が明記されている
- ③ 「超えていない」ことを確かめる手続について、超えている旨の手続結果が明記されている
- ④ 「対予算 120%を超えて計上していない」ことを確かめる手続について、計上している旨の手続結果が明記されている
- ⑤ 「事業期間外の支出であると考えられる記載がない」ことを確かめる手続について、記載がある旨の手続結果が明記されている
- ⑥ 「団体の会計処理規則に沿ったレート、もしくは一定のルールに基づいたレートを適用している」ことを確かめる手続について、適用していない旨の手続結果が明記されている
- ⑦ 「「証憑一覧」における「3 一般管理費等」の「摘要」に記載されている各項目について、JPF の定める事業実施・助成ガイドライン細則 11「会計にかかる措置」要領 8「一般管理費等の計上費目」に示される費用である」ことを確かめる手続について、示される費用ではない旨の手続結果が明記されている
- ⑧ 必要な証憑が揃っていなかった旨が明記されている
- ⑨ 証憑の原本を使用して手続を実施できなかった旨が明記されている
- ⑩ 実施できなかった手続がある旨が明記されている
- ⑪ その他、通常の報告書では明記されることがないと考えられる事項が明記されている

(外部調査費の助成)

第 6 条 助成事業については、下記に従って調査費用を助成する。

- 2 助成対象は、公認会計士等による調査費用及び諸経費とし、実費精算とする。公認会計士等と年間契約し、前述の費用が含まれている場合は、公認会計士等との契約書と本項による助成額の説明を明記した書類を提出するものとする。
- 3 助成の上限額は、総事業費（一般管理費を含む）から当該調査費用を除いた金額の 10%とする。ただし、総事業費（一般管理費を含む）から当該調査費用を除いた金額が 200 万円に満たない場合は、20 万円を上限とする。

附則

1. この措置は、2007 年度第 2 回常任委員会の承認を経て、2007 年 5 月 22 日より施行する。
2. この細則は、2008 年度第 2 回常任委員会の議決により改正し、2008 年 5 月 20 日より施行する。
3. この細則は、2009 年第 6 回常任委員会の議決により改正し、2009 年 10 月 1 日より施行する。
4. この細則は、2011 年度第 2 回常任委員会の議決により改正し、2011 年 6 月 1 日より施行する。
5. この細則は、2012 年度第 8 回常任委員会の議決により改正し、2012 年 12 月 1 日より施行する。
6. この細則は、2018 年度第 6 回常任委員会の議決により改正し、2018 年 10 月 1 日より施行する。
7. この細則は、2020 年度第 7 回常任委員会の議決により改正し、2021 年 2 月 1 日より施行する。
8. この細則は、2025 年度第 1 回常任委員会の議決により改正し、2025 年 5 月 23 日より施行する。